平成２７年（フ）第２８１号
静岡県焼津市五ケ堀之内1630番地の１　ますだハイツ201、旧住所静岡県焼津市五ケ堀之内651番地の１　カサベルデＢ205号
債務者　矢野　友貴
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５５号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷外新町23番地
破産者　有限会社大栄ハウス工業
１　決定年月日　平成27年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６号
千葉県君津市北子安４丁目20番１号
破産者　渡邊　泰弘
１　決定年月日　平成27年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３１２号
札幌市西区発寒８条11丁目２番１―312号
破産者　株式会社北海道グリーンマネジメント
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９号
群馬県高崎市島野町1012番地１
破産者　株式会社ハウスアンドガーデン
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７号
群馬県高崎市江木町1465番地１
破産者　有限会社アットマーク
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３５号
群馬県高崎市上小塙町1301番地２
破産者　株式会社小島総建
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３８号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折44番地１
破産者　高沢美知江
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９１号
千葉県茂原市高師413番地
破産者　有限会社林瓦店
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
千葉県茂原市東郷1664番地１
破産者　林　　久雄
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第９号
千葉県いすみ市深谷317番地
破産者　Ｊプライスこと　永井　俊夫
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５号
長野県上田市古里1991番地１
破産者　有限会社日敬流通
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第７０号
滋賀県甲賀市水口町三大寺字清水250番１
破産者　株式会社飯道
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１７号
京都府八幡市男山長沢23番地１
破産者　有限会社坪内製作所
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
北海道富良野市山部東町１番19号
破産者　株式会社共栄建機
１　決定年月日　平成27年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
千葉県市原市五井9151番地
破産者　キトー工業株式会社
１　決定年月日　平成27年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３号
石川県白山市徳光町2398番地１
破産者　株式会社コースタルオアシス松任
１　決定年月日　平成27年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
静岡県富士市岩本字片平山488番地の５
破産者　有限会社山廣
１　決定年月日　平成27年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３７号
長崎県諫早市津久葉町62番地22
破産者　株式会社ピー・シー・エル
１　決定年月日　平成27年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第７９号
千葉県富津市大堀２丁目19番地６　グラマードマレⅡ102
破産者　苅込　智美（旧姓永田・河野）
１　決定年月日　平成27年６月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３０７号
千葉県印西市滝野３丁目５番３号棟501
破産者　小川　**茂**子
１　決定年月日　平成27年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部